

## 弘前大学大学院医学研究科倫理委員会規程

平成16年 9月22日制定

平成28年10月19日改正

### (設置)

第1条 弘前大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、弘前大学における人を対象とした医学系研究に関する規程の定めるところによる。

### (任務)

第3条 委員会は、医学研究科における医学・医療の倫理的問題について協議するとともに、弘前大学大学院医学研究科長（以下「医学研究科長」という。）、弘前大学医学部附属病院長の諮問を受けて、医学研究科、弘前大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）に所属する者が医学研究科及び附属病院において行う医療行為、医学研究及び教育等（以下「研究等」という。）が医の倫理に関するヘルシンキ宣言等の趣旨に沿って行われるかを倫理的観点及び科学的観点から審査する。

ただし、特別な理由により医学研究科及び附属病院以外の部局に所属する者が、医学研究科、附属病院その他所属の部局において行う研究等について、当該他の部局長からの諮問があった場合、委員長をもって委員会において審査するかの判断を行う。

また、特別な理由により、弘前大学以外の医療機関等に所属する者が、当該医療機関等において行う研究等について、当該他の医療機関等の長からの諮問があった場合、委員長をもって委員会において審査するかの判断を行う。

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学研究科基礎系教授 3名
- (2) 医学研究科臨床系教授 3名
- (3) 附属病院医薬品等臨床研究審査委員会委員長
- (4) 基礎教職員会議から選出された者 1名
- (5) 臨床科医師代表者会から選出された者 1名
- (6) 附属病院看護部から選出された者 1名
- (7) 倫理学・法律学分野の有識者 若干名
- (8) 被験者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名
- (9) 研究科長又は委員長が必要と認める者 若干名

### (委員の委嘱，任期)

第5条 前条第1号及び第2号並びに第4号から第9号の委員は、医学研究科長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第1号及び第2号の委員については、再任は2回までとする。
- 3 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条各号の委員の中から研究科長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、緊急に招集された会議の成立の可否は、委員長の判断に委ねる。
- 3 委員は、随時、会議の開催を委員長に求めることができる。
- 4 審査の判定は、出席委員の全会一致による。ただし、紙上で開催された委員会の審査判定は、各委員の意見を集約のうえ、最終的に委員長が判断するものとする。

- 5 委員は、自己が関係する倫理審査申請に係る審査に加わることができない。
- 6 委員会が必要と認めるときは、倫理審査申請者又は学識経験者等、委員以外の者を出席させ、倫理審査申請の内容又はその他の事項について、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学研究科事務部において処理する。

(その他の定め)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月28日から施行し、改正後の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月19日から施行する。